

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	広島市立安佐市民病院気送管（エアシューター）等搬送設備保守点検業務								
履 行 場 所	広島市安佐北区可部南 2 丁目 1 番 1 号 広島市立安佐市民病院								
契 約 期 間 履 行 期 間	契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日まで 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで								
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">各年度の支払予定額</td> <td style="padding: 0 10px;">平成 31 年度分</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 0 10px;">平成 32 年度分</td> <td style="padding: 0 10px;">円</td> </tr> </table> いずれも取引に係る消費税及び地方消費税を含む。	{	各年度の支払予定額	平成 31 年度分	円			平成 32 年度分	円
{	各年度の支払予定額	平成 31 年度分	円						
		平成 32 年度分	円						
支 払 方 法 等	1 委託料は履行年月ごとに支払うものとし、その月額は別紙支払内訳書のとおりとする。 2 委託料は、請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。								
契 約 保 証 金									
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。								
特 約 条 項	契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。								
適 用 除 外 事 項									
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所								

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 月 日

発注者 広島市中区中町 8 番 18 号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 影 本 正 之

受注者